

役員等の報酬規程

役員等の報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 同仁会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

第2章 役員・評議員等の報酬

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	実 費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費

3 交通費は、その実費とする。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事長の理事会及び評議員会以外の日における、法人及び施設の運営のための業務に対する報酬は別表1により月額にて支払うことができる。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 代理理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により理事長報酬及び実費を支払うことができる。ただし、代理理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

4 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業

務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費を支払うことができる。

５ 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費を支払うことができる。

６ 交通費は実費弁償とする。

第３章役員等出張

（出張旅費）

第５条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	１０,０００円	実 費

２ 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３ 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

４ 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員等）

第６条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

また、苦情対応第三者委員もこの規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成２８年 ４月 １日より適用する。

附 則

この規程は、平成２９年 ９月 １日より適用する。

附 則

この規程は、平成３０年 ４月 １日より適用する。

附 則

この規程は、平成３１年 ４月 １日より適用する。

附 則

この規程は、令和 ５年 ９月１１日より適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 0 月 2 5 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実 費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	2 0 0 , 0 0 0 円	円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	1 0 , 0 0 0 円	円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	1 0 , 0 0 0 円	円	
苦情対応第三者委員 (日額)	1 0 , 0 0 0 円	円	